

# 「アジア」が熱い！～ASEAN経済共同体が誕生～

東南アジア諸国連合（ASEAN）は、「ASEAN経済共同体（AEC）」を2015年末に発足させるとしていいます。ASEAN加盟国間における関税の撤廃や貿易の円滑化、サービス貿易の自由化、投資の自由化などを通じて、ASEANを一体的な市場、生産拠点として発展させようという取り組みです。ASEAN全域を横断的に結び付けるインフラ整備が進むことで、市場としてのプレゼンスがますます高まり、域外からの直接投資や証券投資が大幅に増加するものと期待されます。

## AECで東南アジアの経済圏を1つに！

ASEAN経済共同体（AEC）は、ASEANに加盟する10カ国が経済的な結びつきを強めて1つの経済圏を目指す取り組みです。AECは2003年に創設が合意され、2015年末に発足する予定です。AECは、優先するものや合意できるものから統合を進める、という緩やかな経済統合です。加盟国内では国内法が優先され、AECによる拘束力はありません。この点、欧州連合（EU）のように加盟国の主権が一部制限され、通貨も共通化するような市場統合は目指していません。

## AECの取り組み内容

AECでは4つの戦略目標が設定されています。AECが取り組むのは、①関税の撤廃や投資の自由化等による「単一市場の生産基地」、②知的財産の保護など「競争力のある地域経済」、③「公正な経済発展」、④「グローバル経済への統合」です。AECが発足する2015年末時点で優先事項の達成率は90%を超えられています。ただ、2013年時点の総合ベースの進捗状況が80%弱とされ、その後の進捗ペースが緩やかなことから、発足後も統合深化にむけた動きが緩やかに進むものと考えられます。



（出所）外務省ホームページから三井住友アセットマネジメント作成

## AEC 4つの戦略目標 進捗状況（施策導入率）

戦略目標	進捗状況
単一の市場と生産基地 ➢ 物品の自由な移動 ➢ サービスの自由な移動 ➢ 投資の自由な移動 等	65.9%
競争力のある地域経済 ➢ 競争政策、インフラ開発 ➢ 知的財産権 等	67.9%
公正な経済発展 ➢ 中小企業支援	66.7%
グローバル経済への統合 ➢ 対外関係における経済的リレーション	85.7%
<b>総合（2012年）</b>	<b>67.5%</b>

## 第23回ASEAN首脳会議 議長声明

総合（2013年）	79.7%
-----------	-------

（出所）ASEAN ECONOMIC COMMUNITY SCORECARD、各種報道から三井住友アセットマネジメント作成

## 進捗状況

域内貿易の自由化は、比較的進んでいる分野です。関税については、物品貿易協定に基づき、先行加盟6カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、シンガポール、フィリピン、ブルネイ）で、すでに2010年までに原則として撤廃されています。さらに、後発加盟4カ国（カンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマー）でも順次削減が進み、全体として全品目の96%が撤廃されています。各国間で輸出入をする際の関税手続も、通関手続きの電子化、情報の単一サイトへの一元化等により国をまたいで工業生産をすることが容易になり始めています。一方、小売や金融など交渉が遅れている分野もありますが、全体として「サービス分野」での自由化の進展が期待されます。

## 「生産基地」としての競争力と6億人の労働・消費市場

経済統合が深化するにつれ、貿易品目の増加や輸出地域のグローバルな拡大が期待され、「生産基地」としての競争力が増すと見込まれます。加えて、域内で約6億人の人口を有しており、労働市場、消費市場としての重要性も高まっています。インドネシアやフィリピンなどの「新興国」や発展段階がさらに前の段階にある「フロンティア」のベトナムなどでは、若い労働力も豊富です。AECの発足により、外国企業による投資の拡大やインフラの整備が実現していくこととなり、中長期的な高成長への貢献が見込まれます。

## ASEAN経済共同体発足へ署名式

11月22日に閉幕したASEAN首脳会議（マレーシア、クアラルンプール）でAECが12月31日に発足することとなり、各国首脳による署名式が行われました。マレーシアのナジブ首相は「ASEAN10は早ければ2030年にもGDPで世界第4位になる可能性がある」と指摘しました。成長を確かなものとするためにも、各国は経済統合に向けて規制緩和を急ぐ必要があります。

## ASEAN10の経済成長率と一人当たりGDP

国名	2015年		2020年	
	経済成長率 (%)	1人当たりGDP (米ドル)	経済成長率 (%)	1人当たりGDP (米ドル)
ミャンマー	8.5	1,269	7.7	1,977
ラオス	7.5	1,785	7.4	2,682
カンボジア	7.0	1,140	7.3	1,618
フィリピン	6.0	2,951	6.5	4,530
ベトナム	6.5	2,171	6.0	2,978
インドネシア	4.7	3,416	6.0	4,380
ブルネイ	▲ 1.2	27,759	5.0	42,044
マレーシア	4.7	10,073	5.0	16,080
シンガポール	2.2	53,224	3.2	69,276
タイ	2.5	5,426	3.2	6,839
ASEAN10平均	4.8	10,921	5.7	15,240

(参考)

日本	0.6	32,481	0.7	38,174
米国	2.6	55,904	2.0	67,064
中国	6.8	8,280	6.3	12,117
インド	7.3	1,688	7.7	2,495

(注) IMFの予想。ASEAN10平均は単純平均。  
(出所) IMFデータベースを基に  
三井住友アセットマネジメント作成

## 【重要な注意事項】

### 【投資信託商品についてのご注意（リスク、費用）】

#### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等（外貨建資産には為替変動もあります。）の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、投資信託は**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。

#### ●投資信託に係る費用について

**ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。**

- ◆直接ご負担いただく費用 … 申込手数料 **上限3.78%（税込）**
  - … 換金（解約）手数料 **上限1.08%（税込）**
  - … 信託財産留保額 **上限3.50%**
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用 … 信託報酬 **上限年2.052%（税込）**
- ◆その他費用 … 監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法を具体的には記載できません。

※ なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託（基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。）における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

●投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

〔2014年4月1日現在〕

- ◆ 当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- ◆ 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- ◆ 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- ◆ 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- ◆ 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ◆ 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。